【論 文 提 出 者】 社会文化科学研究科 人間・社会科学専攻 交渉紛争解決学領域 中村 阿紀子

【論 文 題 目】

ハンセン病隔離政策に翻弄された女性たち

【授与する学位の種類】 博士(学術)

【論文審査の結果の要旨】

中村阿紀子氏の論文「ハンセン病隔離政策に翻弄された女性たち」は、元ハンセン病女性患者たちが隔離政策の中で受けた人権被害の実態を明らかにした上で、彼女たちが失ったものの重さについて 考察することを目的とするものである。

第 I 章「ハンセン病の歴史」では、「らい(癩)予防」を目的とする法律が、日本では 20 世紀はじめに制定され 20 世紀末になってやっと廃止されるに至るまで事実上 90 年近く生き続け、その間、1950 年代後半には世界的に弱い感染症と理解されるようになっていた特定の疾病を持つ患者に対する隔離政策が維持継続されてきたのであるが、そうした隔離政策の中で起きた女性の人権被害の実態を探るべく、その背景としてのハンセン病の歴史を第一次・第二次無癩県運動と熊本県で起きた事件を中心に検証しようとするとともに、なぜ隔離政策を廃止するまでに長い時間を要したのかその理由を示そうとする。第 II 章「女性にとってのハンセン病の歴史」では、国立ハンセン病療養所有池恵楓園を中心として、ハンセン病療養所における結婚・断種・堕胎の実態を検証し、母親である女性及び胎児に対する虐待がどのようなものであったかを明らかにしようとする。第 II 章「隔離政策に翻弄された女性たちについての証言」では、特に第二次無癩県運動によって、それぞれ異なる事情からやむなく菊池恵楓園に入所せざるを得なくされた元ハンセン病女性患者たちに対する聞き取り調査を通して、女性たちが受けた迫害と人権蹂躙が彼女たちの人生をどう変えたのか、その実態について検証しようとする。そして最後に、いわば社会が公的に、長年にわたり個人の人権を踏みにじり、生まれて来るはずの生命を抹殺し続けてきた、ハンセン病隔離政策という迫害と差別の歴史において、女性が何を犠牲にしてきたのかを、元ハンセン病女性患者の視点から集約して示そうする。

中村氏は、当初は患者の逃走防止を目的としていた患者同士の結婚が、後に断種・堕胎による「癩血統の絶滅を目的とする血統浄化」に利用されていったと見る。そして、閉鎖された社会にあって、女性たちの立場は微妙であったとし、女性たちの受けた人権被害の実態を明らかにする資料や証言が極めて少ないことを指摘する。これまで、療養所入所者たちによって組織された自治会においても、女性特有の問題が表立って議論されることは少なかったとし、それ故に、結婚してはいても子どもを得ることができない、女性としての苦しみが実際にどのようなものであったかを検証することは重要であるとする。そして氏は、元ハンセン病女性患者たちの思いを十分にくみ取り、後世に伝えていくことが、差別・迫害を根絶することに繋がり、女性が自らの人権を正当に主張していける社会を作る鍵になると主張する。

氏は、療養所内において女性たちが受けた人権被害の実態を明らかにするために、長年にわたり聞き取り調査を実施し、女性たち及びその関係者から貴重な証言を引き出している。また、必ずしも十分とは言えないにしても、性差別、人種差別等の重層的な差別の構造に目を向けようとしている。さらに、菊地恵楓園に在籍した医療関係者の証言も聞き取り調査によって収集しており、女性たちをめぐる状況が実際にどのようなものであったかを極めてリアルな仕方で描き出すことに成功している。 学位論文として適格であると判断する。

【最終試験の結果の要旨】

上記の者に関して、平成25年1月18日(10:30~12:00)、文法棟応接室において、口 述試験を実施した。

また、上記の者は、同年1月27日(14:00~15:00)、全学教育棟E107教室において、 学位論文について公開発表を行った。

その結果、上記の者は、提出された論文に関連する専門領域についてすぐれた学識を有し、自立して研究を行う能力が十分にあると判断され、審査委員会は、博士(学術)の学位を上記の者に授与するに値すると判定するに至った。

【審査委員会】

主査 岡部 勉

委員 高橋 隆雄

委員 安川 文朗

委員 田中 朋弘

委員 小松 裕